



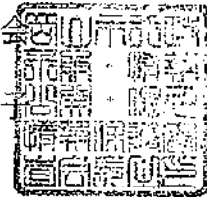
岡情審査第10号

令和5年6月5日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会 長 福 重 さ と



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年3月17日付け岡経企第32号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「岡山コンベンションセンターの平成29年度以降の事業報告書」に係る公文書開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問。

## 第 1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和 3 年 1 1 月 1 0 日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成 1 2 年市条例第 3 3 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、岡山コンベンションセンターの平成 2 9 年 4 月 1 日からの指定管理者指定に関して、株式会社岡山コンベンションセンターを非公募で指定管理者候補に決定した際の会議記録及び岡山コンベンションセンターの指定管理者の平成 2 9 年度以降の事業報告書（以下「本件公文書」という。）について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は同年 1 2 月 2 0 日付けで、請求された本件公文書について、自主事業に関する情報、指定管理者施設以外の施設に関する情報、戦略的 M I C E 誘致開催支援資金に関する情報は、既に公表されたものを除き、開示することにより当該法人の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 5 条第 2 号の法人情報に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、令和 4 年 2 月 1 2 日付けで本件公文書についての本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- 4 実施機関は、令和4年3月17日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

#### 1 請求人の主張要旨

当該施設の指定管理者の競争上の地位やその他正当な利益を害する恐れがあるとの一部非開示理由は、条例第5条第2号に該当するためとしているが、判例上該当しない。

#### 2 実施機関の主張要旨

##### (1) 自主事業に関する情報について

自主事業は、あらかじめ岡山市の承認を得た場合に、指定管理者が自ら管理する公の施設において、指定管理業務以外に自己の責任と費用負担により実施できるものである。

このことに関する情報は、法人その他の団体に関する情報であって、その具体的な内容を開示することは、既に公表された情報を除き、営業・販売のノウハウを公開することに繋がり、競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

##### (2) 指定管理施設以外の施設に関する情報について

指定管理施設以外の施設は、株式会社岡山コンベンションセンターが自己の責任と費用により独自に管理・運営しているものである。

このことに関する情報は、法人の経営、営業・販売活動に関する情報であって、その詳細な内容を開示することは、既に公表された情報を除き、法人の内部管理に属する情報を公開することに繋がり、法人のその他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

(3) 戦略的M I C E 誘致開催支援資金に関する情報について

戦略的M I C E 誘致開催支援資金は、株式会社岡山コンベンションセンターが地域へのM I C E 誘致のために用意している法人の資金である。

このことに関する情報は、法人の経営、営業・販売活動に関する情報であって、その詳細な内容を開示することは、既に公表された情報を除き、法人の営業・販売のノウハウを公開することに繋がり、法人の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

#### 第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 条例第5条第2号の該当性について

本件審査請求において争点になっているのは、実施機関が条例第5条第2号に該当するとして非開示とした処分の妥当性である。

条例第5条第2号は、法人情報について、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については非開示とする規定であり、法人等の営業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する観点から、法人等の事業活動に関する情報については、開示することによって法人等に不利益を与える情報は非開示とする趣旨である。本件情報が条例第5条第2号に該当するかどうかの判断に当たっては、単なる抽象的な可能性では足りず、法的な保護を必要とするほどの蓋然性をもって正当な利益の侵害が生じる場合であることが求められる。

当審査会で本件公文書を見分したところ、条例第5条第2号に該当する情報として非開示とされた部分のうち、自主事業に関する

る情報については、自主事業が指定管理業務とは異なり、法人のノウハウを生かし自己の責任と費用で実施する事業であることから、公開されることにより公正な競争が阻害される等の危険性が考えられる。当該危険性は単なる抽象的な可能性ではなく、本件法人が競争上不利になる情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

また、指定管理施設以外の施設に関する情報については、指定管理の範囲外のものであり、自己の責任と費用で管理・運営する施設に関する事業であることから、公開されることにより公正な競争が阻害される等の危険性が考えられる。当該危険性は単なる抽象的な可能性ではなく、本件法人が競争上不利になる情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

また、戦略的MICE誘致開催支援資金に関する情報については、指定管理の範囲外のものであり、当該資金は当該法人が岡山市でのMICE誘致開催のために用意した法人の資金であり、当該資金に関する情報が公開されることにより、公正な競争が阻害される等の危険性が考えられる。当該危険性は単なる抽象的な可能性ではなく、本件法人が競争上不利になる情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

したがって、これらの情報は条例第5条第2号に該当すると認められる。また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

## 2 結論

以上の理由により、当審査会は、第1記載のとおり判断するものである。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

令和4年	3月17日	諮問書の收受
令和4年	4月11日	請求人側反論書の收受
令和4年	5月17日	審議
令和4年	7月11日	審議
令和4年	8月25日	審議
令和4年	9月20日	審議
令和4年	12月23日	審議
令和5年	1月18日	審議
令和5年	2月9日	審議
令和5年	5月23日	審議
令和5年	6月5日	答申